

新東電気工事株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

【 対 策 】

令和 2 年 4 月～ 社員に対する制度の周知を行い男性の子育て目的の休暇の取得促進を図る。
子供の育児、行事等において休暇を取得しやすいよう業務体制を整備する。

目標 2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【 対 策 】

令和 2 年 4 月～ ミーティングや掲示板を利用し、周知徹底する。
育児休業の取得を考えている社員に育児介護休業等に関する資料を配布し、産前産後及び雇用保険法に基づく給付などの諸制度をまとめたものを配布する。

目標 3：所定外労働の削減のための措置の実施

【 対 策 】

令和 2 年 4 月～ 所定外労働時間の把握、業務の効率化の検討。
ミーティング等により社員の意識啓発を促進するとともに、積極的に個別の相談に応じる。